



介護保険課認定係  
平成31年4月1日

# 認定調査とつきクン通信 (H31第1号)

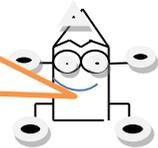
(H31年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします)

ケシ子ちゃんの調査

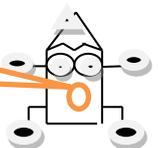
## 1-12 視力「見えているか判断不能」

**特記①**意思の疎通がとれず、調査時も目を閉じたまま確認できなかった。

今年度もよろしくお願  
いします。ぼくたちと一緒  
に学んで行きましょう。



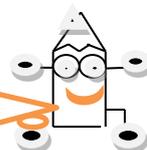
「判断不能」と選択した根拠はこの特記のどの部分になるのかな。



「目を閉じたまま確認できなかった」  
ので「判断不能」としたんだけど。



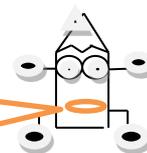
他の場面での様子は聞いたかい。例え  
ば、食事の様子はどう？自分で食べて  
いれば他の選択肢も考えられるよね。



うーん。そういえば、家族からは、食  
事はなんとか自分で食べていると聞  
き取ったので「目の前は見えている」  
という判断になるのかしら。



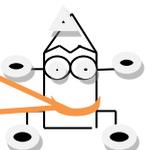
聞き取った事を少  
し整理してみよ  
う。

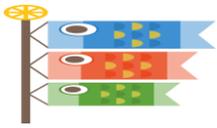


## 「目の前が見える」

**特記②**意思の疎通がとれず、調査時も目を閉じたまま、確認が出来なかったが、食事の時は顔を近づけ、皿から箸で食べ物をつかみ自分で食べている等日頃の様子から判断した。

選択肢の根拠がきちんと特記に書かれていることが大事なんだ。日常生活の中で、色々な場面から判断できる場合もあるから、単に目を閉じたままであるといつて「判断不能」を選択してないかな。「判断不能」を選択するのなら、あらゆる場面においても「判断が出来ない」という根拠が必要だよ。

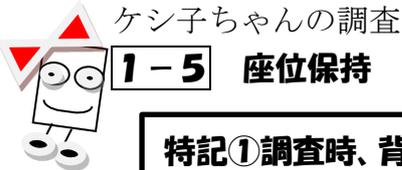




介護保険課認定係  
令和元年5月7日

## 認定調査とつきクン通信（R1第1号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

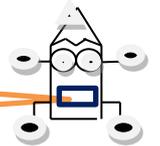


ケシ子ちゃんの調査

### 1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」

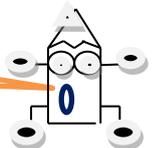
**特記①調査時、背もたれのある椅子に座っていた。**

なるほど。調査の時に背もたれのある椅子に座っていたから、そう判断したんだね。では食事やトイレの時はどうかな。



家族の話では、食事やトイレの時は椅子の背もたれに寄りかかっていないそうよ。

日頃の様子が確認出来たね！それを踏まえて、10分間程度座位保持できるか、選択の根拠を整理して判断してみよう。

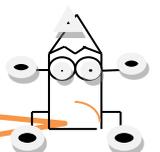


わかったわ。もう一度書き直してみる！

「できる」

**特記②調査時は背もたれのある椅子に座っていたが、食事やトイレの際に背もたれがなくても10分間座位が保てると家族より聞き取る。日頃の能力に基づき判断した。**

日頃の生活の様子ではなく、日頃の能力で判断する項目だから、調査時の見た目だけで判断してはいけないよ。食事や排泄、受診時等様々な場面でどのように座位を保っているのかを聞き取り、選択肢の選択根拠がわかるように特記事項をきちんと書くことが大切なんだ。





## 認定調査とつきクン通信（R1第2号）

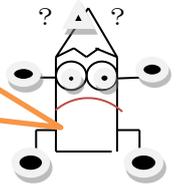
（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

ケシ子ちゃんの調査

### 5-6 簡単な調理 「全介助」

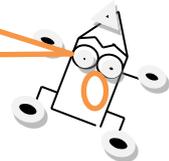
**特記① 娘が買ってきた惣菜などを食べており、自分で調理はしていない。**

・・・ん。定義の介助が発生していたのかな？「介助されていない」も考えられるような特記だけど。「全介助」の根拠がよく分からないな一。



自分では何もしていないって聞いたから・・・。

簡単な調理の定義にある、「炊飯・弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱・即席めんの調理」は、どうしているの。



そっか、判断する大事なことを聞いていないからもう一度確認します。

「全介助」

**特記② 炊飯や惣菜等の温めを含め、朝食と夕食は娘が用意する。昼食は娘仕事で、不在のため惣菜等の温めも自分では行わずそのまま食べている。炊飯と温めが発生し、娘が行っていることから判断した。**

「介助の方法」で評価する項目だから（「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」）の介助が、「行われている—行われていない」の軸で選択を行うことが原則だよ。選択にあたっては、最初に実際に発生している行為を特定する。過去1週間の状況において、より頻回な状況や日頃の状況で選択し、選択肢した根拠を具体的に特記へ書くんだよ。だから「全介助」の根拠が特記に書かれていないと、判断できないよね。





介護保険課認定係

令和元年7月1日

## 認定調査とつきクン通信（R1第3号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

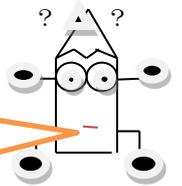


ケシ子ちゃんの調査

### 2-9 整髪「自立」

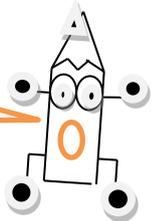
#### 特記① 短髪で行う機会はない。

調査時の見たまま・聞いたままで判断してない？  
「実際の介助が行われていない」をどう判断するかな。テキストを良く読んでみよう。



整髪とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことでしょ。  
日頃の状況において、介助を受けていないので、自信をもって書いたけどな。

まだまだ、読み込みが足りないよ。テキストの「調査対象の行為が発生していない場合」どうやって判断するのか、きちんと示しているよ。



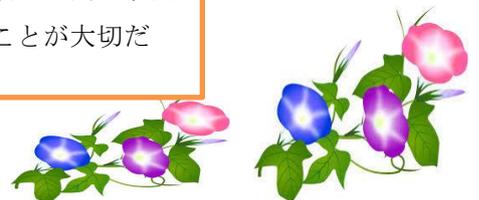
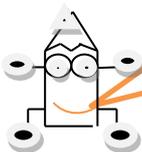
本当だね。類似の行為で評価するの

#### 「全介助」

#### 特記② 短髪で整髪行為を行う機会はない。

肩の痛みで手が頭部まで上がらず、入浴後に家族が頭部を拭く介助を行う事より判断した。

介助の方法の項目だね。介助が行われているかどうかを聞き取るんだよ。認定調査員が選択に迷ったら、選択根拠を介護の手間や頻度とともに記載してね。選択根拠がしっかり書いてあることが大切だね。





介護保険課認定係  
令和元年8月1日

## 認定調査とつきクン通信 (R1第4号)

(R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします)

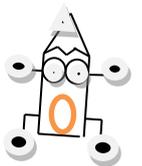


ケシ子ちゃんの調査

**4-8** 落ち着きなし「ある」

**特記①** 毎日「夫はどこにいるの」と探したり、「子供を迎えに行く」と言い落ち着きなく部屋を動き回る。

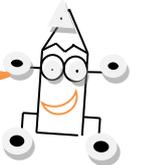
うーん。確かに落ち着かない様子はあるようだけど、この項目のポイントはなんだと思う？



ポイント？ちょっともう一度テキストを確認してみるわ。えーと。「家に帰りたい。」という意思表示と落ち着きのない状態の両方がある場合のみ該当する。と書いてある、という事



そうだね。「家に帰りたい」という意思表示があるのかどうかを聞いたかな。特記には必ず選択した根拠が必要だよ・



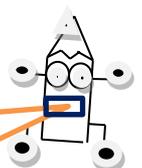
「家に帰りたい」と言う帰宅願望はないですよ。そうすると定義には当てはまらない？もう一度選択根拠等も記載して書き直してみます。



「ない」

**特記②** 毎日「夫はどこにいるの」と探したり、「子供を迎えに行く」と言い落ち着きなく部屋を動き回る。「家に帰りたい」という意思表示はないので該当しないが、その都度家族は声がけして対応している。

この特記の選択肢は「ない」になるけど、介護の手間は発生している事がわかるし、「家に帰りたい」という意思表示はないという選択の根拠も記載されているね。一方で「家に帰りたい」と言っても落ち着いている場合も該当しないんだよ。





介護保険課認定係  
令和元年9月2日

## 認定調査とつきクン通信（R1第5号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

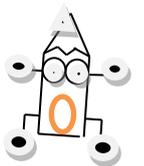


ケシ子ちゃんの調査

### 1-7 歩行「何かにつかまればできる」

**特記① 室内は壁や家具等につかまれば、歩行できる。**

室内は伝い歩きで歩行可能なんだね。でもこの特記の内容から「何かにつかまればできる」と判断するには情報がまだまだ足りないなあ。調査項目の定義をもう一度確認してみて。



え〜と、「立った状態から継続して5m程度歩ける能力があるかどうか」で判断するのね。



そうだよ。立ち止まったり座り込まずに、継続して5m程度歩けるかがポイントなんだ。



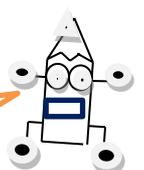
思い出した！調査時は伝い歩きで、1mずつ休み休み歩いていたわ。そういえば外出時のことも家族が話していたっけ。もう一度考えて書き直してみます。



「できない」

**特記② 調査時、壁や家具等につかまって歩いてしたが、すり足で1mずつ休み休み歩行しており、継続して5mは歩けない。日頃も同様の状況と聞き取る。また通院等外出時は家族が車椅子介助を行っているとのこと。「できない」を選択。**

能力で判断する項目だね。5m継続して歩ける能力があるかどうか判断基準になるので、実際に行ってもらった状況の特記に記載してね。日頃の状況が異なる場合や、実際に行ってもらえなかった場合も、その理由や状況を具体的に特記に書いてね。





## 認定調査とつきクン通信（R1第6号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

ケシ子ちゃんの調査

### 2-4 食事摂取「介助されていない」

**特記① スプーンを使って自分で食べていることが多いため、「介助されていない」とした。**



特記の内容からすると、「見守り」とか「介助」とかをすることがあるように思えるけど……。よく分からないな。多分、頻度からすると「介助されていない」ってことは分かるよ。でも、選択根拠がはっきりしていないよね。

職員から聞いたのは、ほとんど自分で食べるけど週2～3回位手が止まり介助することがあるって、聞いたよ。



その内容が、選択肢の根拠になるよね。



簡単にまとめて書いちゃった。状況を具体的に書き直しますね。



### 「介助されていない」

**特記② スプーン等を使って自分で食べているが、体調になみがあり週2～3回位自分で数口食べて手の動きが止まり食べないことがある。その際は職員が30分程かけて食べさせている。頻回な状況から「介助されていない」と判断した。**

食事摂取の、介助にかかる時間には個人差も発生しやすいことから、認定審査会の判定において、重要な意味を持つ場合があるよ。今回の場合は、選択肢は「介助されていない」だけど、週に2～3回は職員が介助している。一日三食自分で食べている場合とでは、介助の手間は違うよね。だから、丁寧な特記が求められるんだよ。





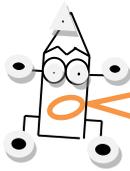
## 認定調査とつきクン通信（R1第7号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

ケシ子ちゃんの調査

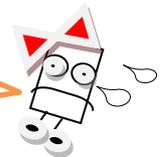
### 2-7 口腔清潔「一部介助」

**特記① 歯磨きは声かけをしないと行わない。**



「声かけ」と言っても行為開始を促すだけの声かけと、行為を行っている最中に付き添っていて声かけするのでは、全く意味が違ってくるけど、どっちかな？  
どうして声かけが必要なのか理由を聞いたかな。

家族からは、認知症が進んで日頃からぼんやりしている事が多く、1つ1つ指示が必要と聞いたわ。歯磨きもそばで声かけしていないと歯ブラシを渡しても手が止まってしまう為、口をすすぎ終わるまで見守っているそうよ。



家族の介護の手間・日頃の状況が見えてきたけどあと一歩だね。  
定義の歯磨き等の一連の行為を読み直してね。  
義歯はあるのかな？磨き残しの介助はしているのかな？

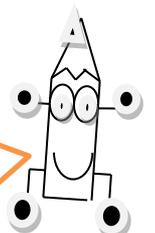
家族から聞き取った情報を整理して書き直してみるね。



### 「一部介助」

**特記② 認知症が進み、自発的に歯磨きは行わない。始めに促すだけでは動作も止まる為、家族が歯ブラシ・うがい用のコップを順番に渡し、すすぎ終わるまで行為中も見守る。部分入れ歯は外したまま合わなくなっており、使用していない。**

介護認定審査会では、具体的な介護の手間の多少を特記事項から評価します。  
介助の方法で評価する調査項目の特記の内容は、評価上重要なポイントになります。  
審査会が適切な介護量を判断できるよう、具体的な介護の手間とその頻度・選択根拠を記載してください。



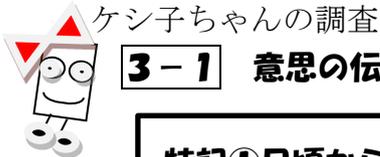


介護保険課認定係

令和元年12月2日

## 認定調査とつきクン通信（R1第8号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）

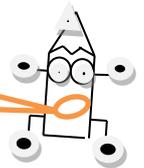


ケシ子ちゃんの調査

### 3-1 意思の伝達「ほとんど伝達できない」

**特記①**日頃から声が小さく聞き取りにくく、何を伝えたいのかわからない。

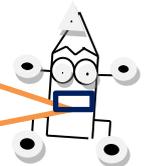
声が小さく聞き取りにくい事だけで、「ほとんど伝達できない」と判断しているのかな。そのほかに何か聞き取ってない？



でも体力や気力が低下して声が小さくなってしまい、日頃から何を伝えようとしているのかわからないそうよ。



質問や問いかけに対してはどうか聞いたかな。この特記では判断の根拠がわからないよね。



質問された事に対しては、ゆっくりだけど答えられると言っていたけど、いつも答えられるわけではないみたい。どう判断すればよかったのかな。もう一度テキストを確認して特記を書いてみます。



### 「ときどき伝達できる」

**特記②** 日頃から声が小さく聞き取りにくく、何を伝えたいのかわからないが、問いかけには、ゆっくりだが応答、意思表示ができる。しかし、内容や状況によって伝達できる時とできない時がある。

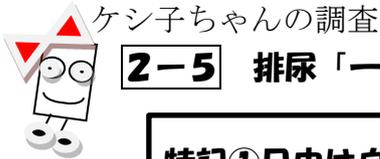
テキストP102に「本人が自発的に伝達しなくても、問いかけに対して意思を伝える事が出来る場合は、その状況を評価する。」とあるよね。その上で、「意思の伝達」が内容や状況によってできる時とできない時があるのか、それともまれに限定された内容のみできるのかによっても選択肢が違ってくるよ。判断した根拠がどこなのかを記載するのを忘れないようにね。





## 認定調査とつきクン通信（R1第9号）

（R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします）



ケシ子ちゃんの調査

### 2-5 排尿「一部介助」

**特記①**日中は自室にあるトイレに行く。夜間のみテープ式オムツを使用し、職員がオムツ交換を行っている。

昼間は自分でトイレに行ける方なんだね。夜間のみ、オムツ交換が必要な理由は何かな？

施設に入所中で排尿の一連の行為は自立しているけれど、トイレまではゆっくり杖歩行しているの。「夜は室内が暗くて転倒の危険があるから、オムツにしている」と職員が話していたわ。

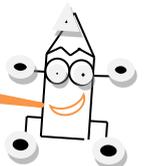
日中は自立しているが、夜間はオムツが必要。この場合、どの選択肢を選べば良いのか、テキストをよ〜く読んでごらん。

そうね。テキストの82ページを参照し、もう一度よく考えて書いてみます！

### 「自立」

**特記②**日中は自室にあるトイレに杖をついて一人で行き、排尿の一連の行為は自立。リハビリパンツを使用し、失禁もない。夜間は転倒の危険があるため、テープ式オムツを使用、職員が定時にオムツ交換を行っている。日中は5～6回、夜間は1～2回排尿あり。より頻回な状況より「自立」と判断した。

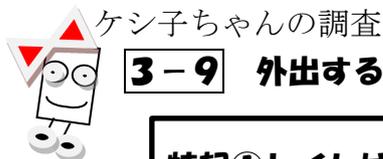
時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合は、より頻回な状況や日頃の状況で選択する。このケースの場合は日中と夜間の排尿回数の違いが選択肢の判断基準になっているね。排尿回数だけでなく、失禁の頻度や介助の手間の違いも判断材料になるよ。選択の根拠がよくわかるように特記事項を記入してくださいね。





## 認定調査とつきクン通信 (R1第10号)

(R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします)



ケシ子ちゃんの調査

### 3-9 外出すると戻れない「ある」

**特記①**トイレは居室内にあるが、部屋から出ると自分の居室に戻れない、職員が居室に連れて行く。

んー。戻れなくなることがあるのはわかったけど、どのような場面で、戻れないのか。頻度も確認したのかなー。



ごめんなさい。職員から聞いていたけど、この内容でわかるだろうと思って書かなかった。書き直します。



書かないと状況がわからないよ。



「ある」

**特記②**トイレは居室内にあるが、部屋から出て食堂に行き戻る時に自分の居室がわからなくなる為、職員が様子を見ながらほぼ毎回居室へ連れて行く。その他週2回の入浴や他のフロアに行く時は、必ず職員が付き添う。

有無で選択する項目の場合、基本調査項目の選択は行動の発生と頻度で「ない」・「ときどきある」・「ある」を選択するよね。けれど、どのような行動が発生しているのか、介護の手間やその頻度は何回あるのか選択根拠が大切で、今回の内容であれば「一日に3回食事のたびにほぼ毎回職員が対応している」という特記が記載されていることにより、審査会で二次判定を仰ぐための重要な役割の一つとなるんだよ。





# 認定調査とつきクン通信 (R1第11号)

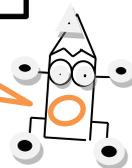
(R1年度は、「選択肢の選択根拠」がきちんと書かれている特記について発行いたします)

ケシ子ちゃんの調査

## 2-2 移動「介助されていない」

**特記① 自宅内では、近くにある物や壁につかまり、一人で移動しているが、時々転倒することがある。**

自力で移動しているようだけど、転倒が気になるなあ～  
どんな状況で転んでしまうのか、頻度も含めて聞いているかな？



頻度は具体的に記入するんだね。  
転倒の理由も聞いたから書くね。



もう一つ、移動の機会は、自宅ばかりではないと思うけど  
どんな時でも、一人で動いているの？



通所や夫と一緒に通院・買い物に出かけるそうよ。  
場面によって、介助の方法は違うと聞いたので、介助の手間  
として書き加えるね。



## 「介助されていない」

**特記② 自宅内は近くにある物や壁につかまりながらトイレ等一人で移動しているが、左足が上がらず、摺り足気味の為、転倒する事が月1～2回ある。先月も転倒し、顔・腰部を打撲した。週2回の通所でも、手すりを伝い移動するが、歩行不安定の為、職員が常時見守りを行っている。通院や買い物は、夫同行で杖使用している。日頃の状況より「介助されていない」を選択する。**

介助の方法で評価する調査項目は、選択根拠・介護の手間・頻度を簡潔に  
特記事項に記入することにより「基本調査項目の選択に反映させる事が出来ない  
調査対象者の状況（介護の手間）を介護認定審査会に伝える」ことができます。  
調査員の皆さん、1年間ありがとうございました。これからも、自信をもって  
調査に取り組めるよう、一緒に研鑽していきましょうね。

